

新型コロナウイルス対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界的な流行による発症者と死者数の増加により、国際社会最大の脅威として猛威を振るっている。各国による懸命な対策により緊急事態の解除や経済活動の再開が段階的に進められているが、感染症の撲滅には道半ばの状況にある。

我が国においても、新規感染者が減少し緊急事態宣言が解除されるなど、感染拡大のピークを乗り越えつつあるものの、国民は現在も感染への不安や経済的な困難の中での生活を余儀なくされている。

現在の状況では、新型コロナウイルス特別措置法における緊急事態宣言の解除後においても、ワクチン開発や有効な治療方法を確立するまでは多くの期間を要することが想定され、その間、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図る必要がある。

本市においても、国や県と連携した対策により、感染拡大防止対策や独自の経済対策に全力で取り組んでいるところであるが、今後想定される第2波・第3波による再流行や停滞する経済の長期化を懸念する市民が多いことも事実である。

よって、国においては、長い戦いとなることを覚悟せざるを得ない新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大の防止と社会経済環境の回復を両立させ、一日も早く安心安全な生活が取り戻せるよう、下記の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 事業者の廃業や倒産の防止、感染防止対策・事業転換等に必要な支援の継続・強化や、長期的な影響を受ける交通・レジャー・観光・飲食等の産業や、スポーツ・文化・芸術等で活動する団体・個人・学生などへ早急かつ継続した支援を行うこと。
- 2 自粛要請や新しい生活様式による社会構造の変化により、生活が困窮する世帯や学生等への追加支援を早急に実施すること。また、地方自治体・医療関係者・事業者等の実態に即した、交付金・助成金・給付金等の増額に取り組むこと。
- 3 大幅な税収減や地方税等の減免・猶予等により地方自治体の財政が悪化しないよう必要な財政支援対策を講ずること。
- 4 教育格差を是正するための教育用コンピュータ等のICT環境整備や各家庭向けの通信環境整備等への支援を拡充すること。また必要な授業時間の確保が難しい最終学年の児童・生徒・学生に対する支援策を講ずること。
- 5 経営が悪化する医療機関に対する支援を早急に行うこと。また治療法や感染予防薬の早期開発・認定に向けた支援のより一層の強化と、迅速に検査結果が判明する

簡易検査キット等の開発支援や供給体制の整備を促進すること。あわせて人工呼吸器等の医療機器や衛生物資等の確保を継続して行うこと。

- 6 災害避難所での感染症防止対策の指針を早急に示すとともに、感染症予防の専門家の派遣や財政支援など、地方自治体に対する支援策を構築すること。
- 7 特別定額給付金や休業補償給付金等の、生活者や事業者に対する支給を迅速に行う仕組みを構築すること。あわせて地方自治体で行うオンライン申請等の拡充を支援する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年6月12日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国税庁長官
スポーツ庁長官
文化庁長官
中小企業庁長官
観光庁長官
衆・参両院議長

あて